北海道建設雇用改善優良事業所知事表彰実施要領

１　趣　旨

建設労働者の雇用の改善及び建設業に従事する季節労働者の通年雇用化の推進のための環境整備等について、積極的な活動を展開し、その成果がみられる中小建設事業所（資本の額若しくは出資の総額が３億円以下又は常時雇用する労働者が３００人以下の建設事業所をいう。以下同じ。）に対し、その努力と功績をたたえるとともに、これを道民に周知し、建設労働者の雇用の改善に資する。

２　表彰の対象

この表彰の対象とする事業所は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律３３号。以下「法」という。）に定める雇用管理責任者を選任、配置するとともに、その資質の向上に努めている等、建設労働者（法第２条第２項に定める建設労働者をいう。以下同じ。）の雇用の改善、能力の開発・向上、福祉の増進、通年雇用化の推進等についての努力と成果が顕著にみられ、他の範となる中小建設事業所とする。

３　表彰の対象外

上記２の基準を満たすものであっても、次の各号の一に該当するものは対象としないものとする。

(1) この表彰又は建設雇用改善優良事業所等厚生労働大臣表彰を受けている者

(2) 破産者で復権を得ない者

　(3) 刑事事件に関して、現に起訴されている者

　(4) 代表者又は役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から１０年を経過しない者

　(5) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から５年を経過しない者

　(6) 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

　(7) その他表彰することが適当でないと認められるもの

４　被表彰者の数

　　被表彰者の数は、原則として４事業所以内とする。

５　被表彰者の選定

被表彰者は、総合振興局長及び振興局長から推薦のあった者のうちから、審査の上、選定する。この選定に当たっては、次の事項に基づいて審査を行うこととする（基準日は毎年

１０月１日とする。）。

　(1) 雇用状態の改善に関すること

　　ア　法に定める雇用管理責任者を選任、配置するとともに、その資質の向上に努めていること。

　　イ　建設労働者の雇用時の労働条件の明示及び法に定める雇入通知書の交付等を通じ、建設労働者の雇用関係、労働条件の明確化に積極的に努力していること。

　(2) 能力の開発及び向上に関すること

　　ア　建設労働者の能力の開発向上を目的とする各種の訓練、講習、研修等を実施し、又は他の機関の実施する訓練、講習、研修等に建設労働者を派遣している等、建設労働者の能力の開発及び向上に積極的に努力をしていること。

　　イ　技能検定制度又は業界独自の技能評価制度により、建設労働者の技能を評価し、それ　　　を処遇上の改善に結びつける努力を行っていること。

　(3) 福祉の増進に関すること

　　ア　作業員宿舎、現場福利施設等の充実のための積極的な努力を行っていること。

　　イ　週休制による所定休日の付与、有給休暇の付与など、労働時間の短縮に積極的な努力が認められること。

　　ウ　雇入れ時及び年一回の定期健康診断の実施等、建設労働者の健康管理の充実に努めていること。

　　エ　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険、厚生年金保険等の労働・社会保険への加入が臨時・日雇い労働者を含め適正に行われていること。

　　オ　中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度への加入等、退職金制度について積極的な努力が認められること。

(4) 通年雇用化の推進に関すること

ア　建設労働者の常用化への努力がみられること。

イ　建設労働者の定着が良好なこと。

　(5) その他

関連下請事業所に対する雇用改善についての指導の状況、他の法令の遵守状況、その他推薦に値する事項が適切であること。

過去３年間に賃金不払い等、労働基準法、労働安全衛生法に違反し、そのことにより処罰、処分、行政指導等を受けた事業所でないこと並びにその他の不祥事件を起こした事業所でないこと。

また、過去５年間に建設事業の受注、施工について不祥事件を起こした事業所でないこと。

６　推薦の方法

総合振興局長及び振興局長は、別記第１～第２号様式により、所定期日までに、経済部長あてに提出するものとする。

７　表彰の方法

表彰は、２月に推薦した総合振興局長及び振興局長から表彰状を授与して行うものとする。

８　副賞の贈呈

被表彰者に対しては、「北海道表彰事務取扱要領」の定めるところにより副賞を贈呈するものとする。

　附　則

この要領は、平成１２年 ９ 月２１日から施行する。

この要領は、平成１７年１０月１７日から施行する。

この要領は、平成２２年 ８ 月１１日から施行する。

この要領は、平成２３年 ８ 月 ９ 日から施行する。

この要領は、平成２４年 ５ 月１１日から施行する。

　　この要領は、平成２７年 ７ 月２８日から施行する。

　　この要領は、令和 ３ 年 ２ 月２５日から施行する。

　　この要領は、令和 ３ 年 ９ 月１４日から施行する。